

## 災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山流通情報懇話会会員11社（以下「乙」という。）とは、災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に定める緊急対処事態（以下、「災害等」という。）発生時における被災者の生活の安定を図るため、生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1)岡山県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2)岡山県外で発生した災害に関し、国又は関係都道府県から物資の調達を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。
- (3)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、岡山県知事が救援に関する措置を実施するとき。

### （物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資とする。

### （要請の方法）

第3条 甲は、第1条の規定による要請を別紙1の文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条の規定による要請を受けたときは、要請に係る物資を調達可能な範囲で速やかに甲に供給する措置（以下「措置」という。）を講ずるとともに、措置の状況を別紙2により甲に報告するものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第5条 措置に係る物資の集積場所及び運搬経路は、甲が災害等の状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難と認められる場合は、甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該集積場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取り、物資を受領したことを記した文書を乙に交付するものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村に依頼することができるものとする。

### （費用等）

第6条 措置により甲が供給を受けた物資の対価及び乙が行った運搬等に係る費用（以下「費用等」という。）については、甲が負担するものとする。

- 2 費用等の額は、集積場所への物資の運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害等発生直前時における適正な価格（ただし、措置が災害等発生前に講じられた場合

は、当該措置時における適正な価格)を基準として、甲乙協議して決定するものとする。  
(費用等の支払)

第7条 乙は、前条第2項の規定による協議が整ったときは、速やかに支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、速やかに請求金額を支払うものとする。

(調達可能数量等の報告)

第8条 乙は、毎年9月1日現在の物資の調達可能数量及び搬入方法等を別紙3により甲に報告するものとする。

(担当者名簿の作成)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(連絡窓口)

第10条 甲は、第1条の規定による要請その他この協定の履行に際し必要となる乙への連絡を、岡山流通情報懇話会の幹事会員(以下「幹事」という。)に対して行うものとする。

2 幹事は、甲から前項の連絡を受けたときは速やかにこれを他の岡山流通情報懇話会会員に伝達するとともに、乙における甲との連絡窓口として、甲乙間の連絡事項の伝達調整及び文書の取りまとめにあたるものとする。

(市町村協定との調整)

第11条 乙が県内市町村と同様の協定を締結している場合は、市町村との協定を優先するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる全ての物資を扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書12通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成19年10月1日

甲 岡山市内山下二丁目4番6号  
岡山県  
岡山県知事 石井正弘

乙の1 倉敷市連島町連島1990  
株式会社仁科百貨店  
代表取締役副会長 仁科喜佐男

乙の2 岡山市岡町13-16  
株式会社天満屋ストア  
代表取締役社長 高原弘志

乙の3 岡山市藤田字錦650-6  
両備バス株式会社両備ストアカンパニー  
常務取締役ストア本部長 芳賀好登

乙の4 岡山市奉還町4-21-15  
株式会社ふじうら  
代表取締役社長 藤浦和正

乙の5 倉敷市上富井522-74  
株式会社マツサカ  
代表取締役 坂田忠衛

乙の6 倉敷市菰池1-2-45  
株式会社東久ストア  
代表取締役社長 原佳男

乙の7 玉野市玉2-5-5  
三井造船生活協同組合  
理事長 堀川貞徳

乙の8 岡山市岡町13-26  
株式会社ハピーマート  
代表取締役社長 土屋 信 明

乙の9 岡山市奉還町1-7-7  
生活協同組合おかやまコープ  
理事長 吉 永 紀 明

乙の10 岡山市大内田812  
株式会社シーエムシー  
代表取締役社長 小 林 廣 士

乙の11 津山市一方228  
株式会社マルイ  
代表取締役社長 松 田 欣 也

別紙1 物資調達要請文書

第 号  
平成 年 月 日

岡山流通情報懇話会  
幹事会員

殿

岡山県知事

災害等発生時における生活必需品等の物資の調達について（要請）

災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書第1条の規定により、次のとおり物資の供給を要請します。

なお、同協定書第4条の規定により、本要請に対する貴会の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量	搬入希望場所 及び運搬経路
月 日 ～ 月 日まで			

注：要請数量は、1日当たり数量である。

担当 岡山県産業企画課  
電話





2 災害等発生時の当会の連絡先（連絡がとれない場合を考慮し、第3順位まで記入）

	所在地	担当部署	担当者	連絡先(TEL)	連絡先(FAX)
1					
2					
3					

3 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

--



# 災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書

<別 表>

岡山流通情報懇話会会員が扱う物資（岡山県が供給を要請する物資）

平成16年4月1日現在

ロープ、バケツ、ポリタンク、毛布、哺乳ビン、マッチ、ライター、おむつ（紙）、  
ローソク、懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、タオル、軍手、トイレットペーパー、  
ちり紙（ティッシュペーパー）、ポリ袋、生理用品、雨具、さらし、シャツ、下着類、  
作業衣、なべ、やかん、ラップ、洗剤、石けん、洗面セット、皿（紙皿）、茶碗、  
コップ（紙コップ）、箸、スプーン、  
おにぎり、弁当、パン、飲料水、牛乳、その他食品及び生活関連物資